

「虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けて地域における連携体制の構築に関する研究」

分担研究報告書

死亡児から学ぶ子どもの虐待：
法医解剖の事例研究と全国における法医解剖の実態調査

（分担研究者） 恒成 茂行 熊本大学医学部法医学教室・教授
米満 孝聖 熊本大学医学部法医学教室・講師
木林 和彦 熊本大学医学部法医学教室・助手
是枝 亜子 熊本大学医学部法医学教室・助手

研究要旨 昨年度に引き続き、被虐待児の法医解剖事例を調査して、法医学の立場から子供の虐待の実態を調査した。まず、分担研究者が行った被虐待死亡児の法医解剖の2事例について、生前の被害児や家族と係わりのあった関係者と総合的な話し合い検討の機会を持ち、死亡児例から学ぶべきことを詳細に検討した。次に、全国の虐待死亡の実態を明らかにする目的で昨年度に実施した1992年から1996年までの5年間における全国の法医学教室における子どもの死亡事例調査に1997年と1998年分を追加して、日本における最近の子供の虐待死亡の実態を明らかにする基礎資料を作成した。本研究は、今後の子どもの虐待の早期発見や早期援助に関する地域における連携体制の構築の基礎資料として役立つものである。

A. はじめに

本年度の研究においても、死亡児から学ぶ子どもの虐待として、法医学教室ないしは法医解剖が虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に貢献できることについて調査研究した。まず、分担研究者による被虐待死亡児の法医解剖事例を取り上げ、子どもの虐待防止について死亡事例から学ぶべきことを明らかにした。つぎに、全国の法医学教室における子どもの法医解剖事例を調査した。この全国調査は、わが国における虐待死亡の実態を明らかにすることを目的に行ったものであり、子どもの虐待に対する地域における連携体制の構築の基礎資料となり得るものである。

B. 法医解剖の事例研究

熊本大学医学部法医学教室における法医解剖は年間100件前後であるが、その内、平成10年と11年の被虐待死亡事例の各1例について、関係者と共に事例検討会を開催して、子どもの虐待問題を考える上で参考となることを総合的に検討し、今後の子どもの虐待防止活動に生かすこととした。

<事例1>

FM 2329-9838 被害児：満1歳 6月の男児虐待者：満47歳の実父、満31歳の実母

被害児の法医解剖によると、典型的なネグレクトの事例であり、被害児は身長71cm、体重4.7kgで痩せ細り、頸部、顔面、鼠径部などに多量の体垢が付着し、胃内は空虚であり、死因は低栄養状態と脱水症であった。

ところで、死亡事件が発生した当時は、両親と満7歳、満6歳、満3歳及び本児の6人家族であったが、その約2ヶ月後に男児が出生した。しかし、家庭環境には事件当時と格別な変化がなく、夫婦共に金銭感覚に乏しく、庶民金融から多額の借金をして破産状態であり、料金滞納の為に水道、ガス、電話が止められた。そこで、法医学教室のスタッフ、小児科医、児童相談所職員が中心となって、男児を出産した産院の婦長、地域担当のケースワーカー、保健婦、民生委員、主任児童委員、市役所の福祉担当者など18名が対策検討会が開催された。

検討会では、まず死亡事例の詳細な解剖所見を紹介して、関係者による新生児の育児指導と育児支援の大切さと共に、家族の支援、指導、監視体制の確立の重要性を訴え、対策が疎かになると再び死亡児が発生する恐れのあることを法医解剖医の立場から強調した。

私見ではあるが、死亡児の解剖所見を最初に紹介することによって、検討会参加者の心構えに格段の相違がみられたように感じられた。長時間に亘る検討の結果、両親と直接の係わりが持てる地域担当の保健婦、民生委員、主任児童委員の受け

持ち分担が明確となり、その人達をバックアップする児童相談所、医療機関、福祉担当者の機関連携が確立された。その後、1年と数ヶ月が経過しているが、新生児の発育も順調であり、両親に対する生活保護や医療保護の適切な運用が図られている。

なお、本事例の検討会を通じて、保健婦による育児の巡回指導体制の再検討が行われ、新生児や家族の状態に応じた育児指導が地域の保健センターによってきめ細かく行われる体制が確立された。本事例は、ネグレクトによる不幸な一死亡事件が今後の子どもの虐待防止に生かされた典型的な事例でもある。

< 事例 2 >

FM 2403-9951 被害児：満3ヶ月の女児
虐待者：満18歳の実母

被害児の法医解剖によると、鼻口部閉塞が行われたこと示す明らかな損傷多数があった。また、左上下眼瞼結膜には蚤刺大の溢血点多数、左眼球結膜に蚤刺大の溢血点1個を認める。ついで、心臓内血液は暗赤色で流動性である。さらに、左右肺臓には蚤刺大～粟粒大の溢血点10数個を認め、極めて高度に鬱血し、その他の諸臓器も鬱血状である（窒息死の所見）。一方、本屍の諸臓器に急死の原因となり得る様な奇形や病的变化を全く認めないので、死因は鼻口部閉塞に基づく窒息死と判断された。

しかし、本児の場合、全身の清拭は完全に行われていておむつかぶれも認めない。また、本児は体重1,688 g、身長 43.0 cm の妊娠36週と4日の未熟児として出生し、生後満3ヶ月の死亡時には、体重 4,010 g、身長 53.0 cm であり、約2ヶ月程度の発育の遅延を認めるが、未熟児で出生していることからするとほぼ正常な発育であり、怠慢（ネグレクト）があったものとは認められない。一方、右橈骨には、医療機関を受診していなく受傷後2～3週間を経過した骨折1個を認め、前額部、右肩部、左大腿部にはやゝ陳旧で軽微な損傷数個を認めた。従って、本事例は、身体的虐待による子どもの虐待死の一事例であるものの、深刻な虐待行為が継続的に行われたことを示す損傷を認めなかった。

本事例の場合、子ども側の要因として未熟児で出生し、発育が遅延していることがある。また、親側の要因として、家族から適切な育児支援が得

られ難く、また保健所などからも適切な保育指導が得られなかったことなどが事件発覚の当初は考えられた。

被疑者に対する司法的な責任追及の手続きが一段落したところで、法医学教室と児童相談所が中心となって、「子どもの虐待防止コンサルテーションチーム・くまもと」の定例検討会において、地域の保健婦、福祉担当者、小児科医も加わって事件発生の背景と今後の対策を総合的に討論した。

その結果、若い母親が未熟児を出産していたが確実な情報が地域担当の保健婦に伝わってなく、また母親自身が虐待を受けて育ち、若夫婦は地域から孤立し、祖父母からは見放された状態であったことが事件の背景にあることが明らかとなった。現在、地域の育児支援センターなどの施策が強力に推進されているが、人権やプライバシーの保持に十分に配慮した上での、子ども虐待のハイリスク家族の情報に関して早期で確実な情報伝達体制の確立が望まれた。また、同時に乳児検診の未受診者対策についても真摯な意見交換が行われた。本事例も、事例1と同様に虐待死亡児の1事例が今後の防止対策に生かされたものである。

C. 被虐待死亡児の全国調査

本年度も昨年度と同様に日本法医学会の部内資料を基に1997年と1998年における全国の法医学教室で実施された乳幼児の法医解剖例を調査して、1992年から1998年までの7年間における被虐待死亡児の法医解剖データベースを作成した。なお、このデータベースの主な調査項目は以下の通りである。

- 1 解剖年月日
- 2 年齢
- 3 性別
- 4 死因
- 5 死亡の種類
- 6 死亡までの時間
- 7 死後経過時間
- 8 事例の概要
- 9 加害者
- 10 主要剖検所見
- 11 虐待の種類

虐待の種類としては、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つがあるが、法医解剖の対象となるものは前二者である。なお、本調査では、屋外に駐車中の車両内に乳幼児を放置して子どもが死亡した車両内放置事例にも特に注目し

て、別項目として調査した。

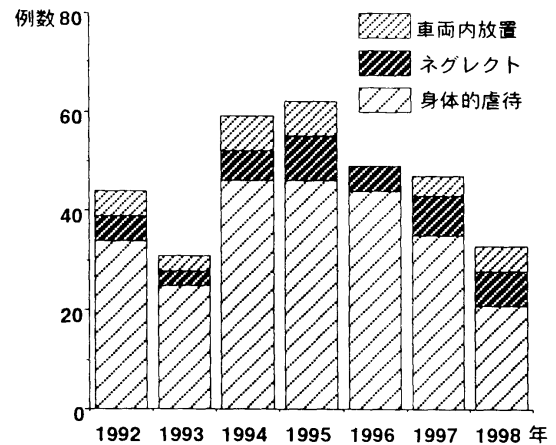
1) 全国における虐待被害児の法医解剖事例

調査結果を表1と図1に示した。調査資料の簡単な事例内容の記載と解剖所見から判断して、日本における確実な被虐待死亡事例は、1992年から1998年までの7年間で身体的虐待251件(77.3%、年間平均35.9件)、ネグレクト43件(13.2%、年間平均6.1件)、車両内放置26件(9.5%、年間平均4.4件)の合計325件であった。また、簡単な記載内容から判断して子どもの虐待が疑われる事例として、身体的虐待116件、ネグレクト11件、虐待の可能性あるもの12件の合計139件であった。

日本法医学会は以前に昭和43年から52年の10年間における日本での被虐待児の司法解剖例についての課題調査(アンケート調査)を行っている(日本法医学会雑誌、第34巻、147頁、1980年)。同調査によると、回答が寄せられた全国52の法医学教室(回収率は52/80で65%)で実施された被虐待児の司法解剖数は昭和43年から52年までの10年間で合計185例であった。特に、調査年別の解剖数をみると、昭和43年から50年までは年間20例以下であったが、昭和51年、52年にはそれぞれ34例と31例に急増していることが報告されている。今回の調査では、身体的虐待とネグレクトを合計すると年間平均4.2例であり、約20年前に日本

法医学会によるアンケート調査の回収率(65%)を考慮に入れる必要があるが、昭和52年当時よりも被虐待児の法医解剖数が増加している可能性を否定できない。英国では子どもの虐待事件の約10%が死に至ると言われており、今回の調査結果から判断すると少なくとも日本全国では毎年400人以上の幼い子ども達が死の淵に立たされていることになる。

図1 全国における被虐待児の法医解剖事例(1992~1998)



2) 虐待被害児の虐待の種類と死因

確実な虐待事例325件について、虐待の種類と死因の調査結果を表2に示した。身体的虐待の死因では、頭部外傷が140件(55.9%)で圧倒的に多く、次に窒息死、腹部外傷、外傷性シ

表1 全国における虐待被害児の法医解剖事例(1992年~1998年)

虐待の種類	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計(%)
身体的虐待	34	25	46	46	44	35	21	251(77.3%)
ネグレクト	5	3	6	9	5	8	7	43(13.2%)
車両内放置	5	3	7	7	0	4	5	31(9.5%)
小計	44	31	59	62	49	47	33	325(100.0%)
身体的虐待か?	23	16	19	3	7	26	22	116
ネグレクトか?	1	3	1	0	0	3	3	11
可能性あり	0	0	2	3	5	2	0	12
小計	24	19	22	6	12	31	25	139
総合計	68	50	81	68	61	78	58	464

表2 虐待被害児の虐待の種類と死因
(1992年～1998年)

	頭部外傷	胸部外傷	腹部外傷	外傷性ショック	窒息死	感染症	全身衰弱	熱中症	その他・不詳	合計
身体的虐待	140*	3	22	21	40	15	0	1	9	251
(%)	(55.9)	(1.2)	(8.9)	(8.5)	(15.9)	(6.0)	(0.0)	(0.0)	(3.6)	(100)
ネグレクト	1	0	0	1	3	6	27	4	1	43
(%)	(2.3)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(7.0)	(14.0)	(62.8)	(9.3)	(2.3)	(100)
車両内放置	1	0	0	0	3	1	0	24	2**	31
(%)	(3.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(9.7)	(3.2)	(0.0)	(77.4)	(6.5)	(100)
合計	142	3	22	22	46	22	27	29	12	325
(%)	(43.7)	(0.9)	(6.8)	(6.8)	(14.1)	(6.8)	(8.3)	(8.9)	(3.7)	(100)

* 低酸素性脳症1例を含む

** 火傷死、乳幼児突然死症候群各々1例を含む

ショック死、感染症などの順序であった。また、ネグレクトの死因では、全身衰弱が27件(62.8%)で圧倒的に多く、次に感染症、熱中症、窒息死、外傷性ショック死などであった。車両内放置では、熱中症が24件(77.4%)で圧倒的に多く、つぎに窒息死、感染症などであった。

3) 虐待被害児の性別と年齢

調査結果を表3-1と図2に示した。1992年から1998年までの7年間における身体的虐待は男児が134件、また女児が116件であり、

男児に対する虐待がやや多かった。年齢別にみると、0歳児、3歳児、6歳児での男児の数が多かった。ネグレクトでは、0歳児では男児が多かったが全体的な数では性差はなかった。車両内放置では男児と女児はほぼ同数であり、被害児に性差を認めなかった。

何れの虐待においても被害児は1歳以下の乳児が多く、身体的虐待58件(23.2%)、ネグレクト18件(5.4%)、車両内放置が21件(6.6%)を占めていた。また、身体的虐待は満10歳まで、ネグレクトは11歳の1例を

表3-1 虐待被害児の性別と年齢
(1992年～1998年)

身体的虐待(251例)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	35	15	22	25	11	11	10	-	1	-	1	-	-	3	134
女児	23	18	28	17	13	9	4	1	1	-	-	-	-	2	116
合計	58	33	50	42	25*	20	14	1	2	-	1	-	-	5	251
(%)	(23.2)	(13.1)	(20.0)	(16.7)	(10.0)	(8.0)	(5.6)	(0.4)	(0.8)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(2.0)	(100)

* 4歳児に性別不詳1名を含む

ネグレクト(43例)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	12	7	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	21
女児	6	5	4	1	1	1	1	1	-	-	-	1	-	1	22
合計	18	12	4	2	1	2	1	1	-	-	-	1	-	1	43
(%)	(54.5)	(36.4)	(12.1)	(6.1)	(3.0)	(6.1)	(3.0)	(3.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(3.0)	(100)

車両内放置(31例)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	9	4	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
女児	11	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
合計	21*	5	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
(%)	(66.7)	(16.7)	(6.7)	(6.7)	(3.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

* 0歳児に性別不詳1名を含む

省き満7歳まで、車両内放置では満4歳までの乳幼児が犠牲となっていた。

満1歳以下の虐待被害児の性別と年齢について

も調査して、表3-2に示した。身体的虐待、ネグレクトおよび車両内放置のいずれの被害児の年齢にも特に顕著な傾向は認められなかった。

図2 虐待被害児の性別と年齢
(1992~1998)

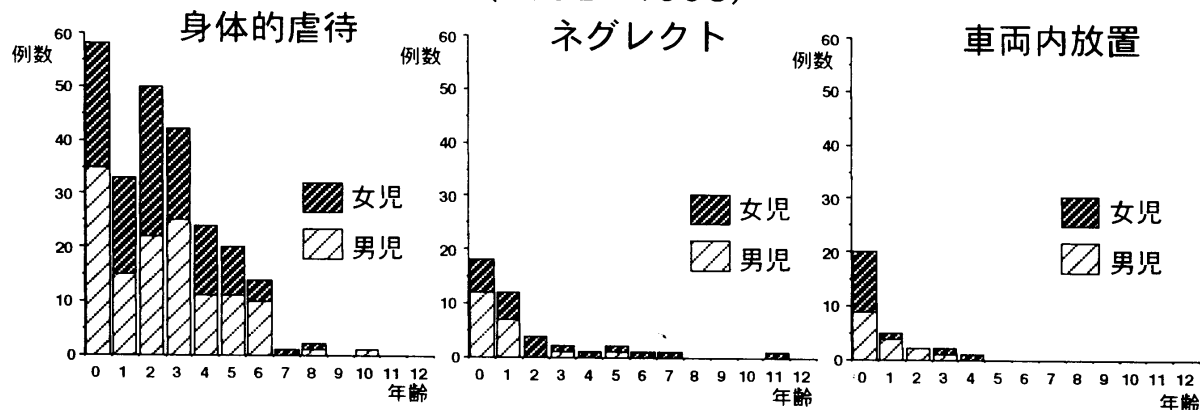


表3-2 一歳以下の虐待被害児の性別と月齢
(1992年~1998年)

身体的虐待(58例)

年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	5	1	2	3	3	2	1	4	3	2	1	8	35
女児	1	2	4	-	2	1	1	2	1	-	2	7	23
合計	6	3	6	3	5	3	2	6	4	2	3	15	58
(%)	(10.4)	(5.1)	(10.4)	(5.1)	(8.7)	(5.1)	(3.4)	(10.4)	(6.9)	(3.4)	(5.1)	(26.0)	(100)

ネグレクト(18例)

年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	1	2	2	-	-	1	1	1	1	1	-	2	12
女児	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2	-	2	6
合計	1	2	3	-	-	1	2	1	1	3	-	4	18
(%)	(5.6)	(11.0)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(5.6)	(11.0)	(5.6)	(5.6)	(16.7)	(0.0)	(22.2)	(100)

ネグレクト(18例)

年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	-	-	1	2	1	-	-	-	1	1	1	2	9
女児	1	1	-	1	-	-	-	-	2	-	1	3	9
合計	1	1	1	3	1	-	-	-	3	1	2	5	18
(%)	(5.6)	(5.6)	(5.6)	(16.6)	(5.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(16.6)	(5.6)	(11.1)	(27.7)	(100)

*月齢12月については、年齢0歳を含む

表4 虐待加害者
(1992年~1998年)

身体的虐待(251例)

関係	実父	実母	実父+実母	義父	義母	内縁の夫	祖父	祖母	不詳	合計
男児	22	27	3	13	3	3	1	4	58	134
女児	18	26	1	12	2	5	-	-	52	116
合計	40	53	4	25	5	8	1	4	111*	251
(%)	(15.9)	(21.2)	(1.7)	(10.0)	(2.0)	(3.2)	(0.4)	(1.7)	(43.9)	(100)

*不詳に4歳児性別不詳1名を含む

ネグレクト(43例)

関係	実父	実母	実父+実母	不詳	合計
男児	1	4	4	12	21
女児	1	6	-	15	22
合計	2	10	4	27	43
(%)	(4.6)	(23.3)	(9.3)	(62.8)	(100)

車両内放置(30例)

関係	実母	実父+実母	不詳	合計
男児	6	1	9	16
女児	4	3	8	15
合計	10	4	17	31
(%)	(33.0)	(13.0)	(54.0)	(100)

4) 虐待加害者

確実な虐待事例325件における虐待の種類と加害者の調査結果を表4に示した。

身体的虐待の加害者では、実母53件(21.2%)、実父40件(15.9%)と多く、その他、義父、義母、実父+実母、祖母などの順序であった。また、ネグレクトの加害者では、実母10件(23.3%)、実父+実母4件(9.3%)、実父2件(4.8%)であった。つぎに、車両内放置の加害者では、実母10件(33.0%)、実父+実母4件(13.0%)であった。なお、加害者不詳が身体的虐待111件(43.9%)、ネグレクト27件(62.8%)、車両内放置17件(54.0%)と多かったが、これらは事例内容が簡単に記載されている為であり、今後、各事例の個別のアンケート調査を行うことによりその詳細が明かになることが期待できる。

D. おわりに

共同研究者らの法医学教室は平成9年末に結成された子どもの虐待防止コンサルテーションチーム・くまもとの中心的な機関として活躍している。地域の小児科医、精神科医、臨床心理学者、弁護士、児童福祉施設関係者など14名が専門家チームを結成して、毎月第3火曜日の夕方に熊本県福祉総合相談所(熊本県中央児童相談所)に集まり、専門家の立場から熊本県下における子どもの虐待相談事例について助言や検討を行っている。

法医解剖の神髄は死者から学んだことを生者に還元することであり、法医学教室も子どもの虐待防止ネットワークの一員として参画できることを示している。なお、今年度は、これまでの被虐待死亡児の個々の事例について詳細のアンケート調査に取りかかったが、諸般の事情から調査対象機関からの回答が得難い状況が生じ、より詳細な調査には至らなかった。